

# 令和6年度 第1回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和6年4月10日(水) 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室303

3 出席委員 (27人)  
会長 2番 山脇 優 委員

## 農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	8番 吉村年明 委員
9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員	11番 堀川理恵 委員
12番 數馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員	14番 美田俊一 委員
15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員	17番 河野正人 委員
18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員	

## 農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
山下洋一郎 委員			

4 欠席委員 (1人)  
7番 室山恵美 委員

## 5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

## 6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

## 経済観光部農林課職員

課長 青目 卓己

主幹 清水 彰夫

## 7 会議の概要

### (1) 開会

事務局           ただ今より、令和6年度第1回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

### (2) 会長あいさつ

会 長           (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局           この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

### (3) 議事録署名人の決定

議 長           それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長           それでは指名をさせていただきます。1番 高見委員、3番 船越委員に議事録署名人をお願いいたします。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長           7番 室山委員から欠席届けが出ています。

### (4) 連絡・報告事項

議 長           それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局           令和6年度第1回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長           続きまして、くらし農業に関する相談会について、衣笠委員。

15番           15番 衣笠です。農業に関する相談会を行いまして、2件の相談がございました。まず1件目ですけれども、相談者は親元就農をしている〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、若い方でスイカ作りに意欲がある方です。経営規模の拡大を考えているので、自分が作っている〇〇のあたりの農地を借りたいという相談がありました。今年のスイカ作には間に合わないので、来年の作付けに向けて50アール程度の農地を確保したいと。それで農地でございますが、この地図をご確認ください。朱色になったあたりの畑を希望しておられました。来年度にはなりますが、畑のあっせんをしていただくようになります。

それで2件目ですけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんという方がお見えになりました。農地の転用について相談内容につきましては10アール米を作っていますが、今後管理できなくなるので農地を処分したい。10年ほど前に同様の相談をしました。ここに書いてありますとおり農振除外はできない旨、農振除外地は転用が必要であることを農林課の方に説明していただき

ました。希望であった太陽光の転用は不可能です。耕作者のあっせんを提案するが、以前に申請したが見つからなかったのを見つからないと思っている様子で今回は申請しないという相談内容でした。相談に対する回答としては今回農地の売買、賃貸借であっせんを行うこと、回答しました。以上です。

議長 はい、この件につきましては後であっせんの議題にありますので報告のみで終わりとします。

## (5) 議 事

議長 それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページ記載のとおり1件の申請がございます。〇〇〇〇〇〇地内における共同住宅の建築でございまして申請地は都市計画用途区域の工業地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

続きまして議案第2号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案4ページ記載のとおり4件の申請がございました。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案の7ページから27ページのとおり62件の利用権設定の申出と議案28ページ、29ページのとおり2件の所有権移転がございます。

次に議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については議案の36ページから37ページ記載のとおり、1件の申請がございます。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画については議案40ページのとおり13件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

## 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 それでは審議に入ります。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります高見委員、山脇委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して高見委員より報告をお願いいたします。

1番 1番 高見です。報告させていただきます。6名で現地調査を行いまして、その結果問題ないということになりました。以上です。

議長 ただ今報告がございましたとおり問題なしということでございましたので、それでは皆さんの議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

13番 はい。

議長 はい、13番 鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。面積が全部で771㎡ということで、この調査票の分で



議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

### 議案第2号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第2号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても先程と同じように6名で現地の調査に行っておりますので、続いて高見委員より報告をお願いいたします。

1 番 1番 高見です、報告させていただきます。午前中6名でまわらせていただきました。いずれも問題はないという結論になりましたのでご報告させていただきます。以上です。

議 長 はい、ただ今報告がありましたとおり非農地・非採草放牧地現況証明申請について何ら問題はないということです。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

### 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。  
7ページ番号1番は、15番 衣笠委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(衣笠委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 7ページでございます。申請番号1番、〇〇〇、〇〇〇〇〇の3筆、5, 7  
16㎡の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条  
第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今の案件につきまして議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議長 衣笠委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、7ページ番号2番は、塚根推進委員に係る案件でございますので塚根委員の退席を求めます。

(塚根委員 退席)

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 7ページでございます。申請番号2番、〇〇の1筆、3, 426㎡の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今塚根委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。土地改良区賦課金相当額とある賦課金はいくらでしょうか。

事務局 4,000円ということです。

議長 その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。塚根委員の入場を求めます。

(塚根委員 入場・着席)

議 長 塚根委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。  
続きまして、18ページ番号34番は、8番 吉村委員に係る案件でございますので吉村委員の退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 18ページでございます。申請番号34番、〇〇の1筆、1,714㎡の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今吉村委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。  
以上で該当する出席委員に係る案件について審議は終了しました。引き続きいて全体について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 7ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は198,126㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、7ページから27ページまでの記載のとおりでございます。補足ですが、9ページ記載の上北条地区協定料金は10アールあたり4,000円です。  
続きまして28ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受け

る者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の4筆12,021㎡の畑でございます。対価は601,050円、10アールあたりですと50,000円でございます。

続きまして29ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の2筆442㎡の畑でございます。対価は66,300円、10アールあたりですと150,000円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、30ページから33ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、34ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 それでは全体につきまして皆さまの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

#### 議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして議案第4号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたしますが、この件につきましても本日午前10時30分より当番委員であります6人で現地の調査に行っておりますので、代表して高見委員より報告をお願いいたします。

1番 1番 高見です、報告をさせていただきます。この案件ですが、畑のほうは2回打てばなんとかなると思いますが、外周、法面周りの作業があるということで3万円が妥当ではないかという結論に達しました。以上です。

議長 ただ今報告がございました遊休農地の解消対策事業でございますが3万円が妥当ではないかということでございます。周りの両サイドから竹が入り込んでおまして、それをきちんと整理するとかなり時間がかかるし労力がかかるんじゃないかということで、3万円が妥当だということで決定しました。それでは皆様のご質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 異議がないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

**議案第5号 農用地利用集積等促進計画について**

議 長 続きまして議案第5号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただきますことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

40ページ番号11番から13番は、12番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 40ページ番号11番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇〇の1筆809㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他農地番号12番と13番の2筆を合わせて合計で4,072㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議 長 ただ今数馬委員の案件について説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので採決をいたします。ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりました。続いてその他の案件について審議を行いますので、事務局説明をしてください。

事務局 40ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、40

ページの番号1番から13番まで、合計で13筆、12,910㎡の水田、畑でございます。促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、41ページから43ページに記載しております。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長 　ただ今事務局より説明がございました。皆さまからの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 　ないようですので、ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 　はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。以上で議事は終結いたします。

　続きまして44ページを開いてください。その他の項について事務局、説明をしてください。

事務局 　資料44ページ、倉吉市財産評価審議会委員の決定についてでございます。財政課より委員の推薦依頼がございました。財産評価審議会は、公有財産の取得、貸付け及び処分の価格及び料金について審議する機関として設置しています。

　内容としては1件2千万円以上で5千平方メートル以上の土地、あるいは1件2千万円以上の建物に係る市有財産の購入、売り払い及び交換等をする際に、適正な評価を行うためにその価格をご審議いただくものです。

　委員は、倉吉市財産評価審議会設置条例により、5人以内で学識経験者のうちから市長が委嘱するものです。現在、委員は4名で構成されており任期は2年で令和6年4月30日となっております。農地の売買に携わっている学識経験者として、今回初めて推薦依頼がありました。よろしく申し上げます。

議長 　私のほうに担当課から連絡、相談がありまして農業委員の方でできれば女性を出していただきたいという市長のほうからの要望があったようでございますので、私のほうで独断ですが藤井職務代理を委員として推薦したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(はいの声)

議長 　それでは皆さん、異議なしということですので。10年以上のキャリアのある藤井職務代理に出てくださいようにしますので、よろしく申し上げます。

## (6) その他

議長 　続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について事務局より申し上げます。



ですね、最初のこの田んぼ2つはですね〇〇〇改良区の関係の区域っていうか。私は〇〇だと思わなかったです、ここは。〇〇の上のほうにあって、高台のね。現地は先程行って来ましてね、水路もあるし。〇〇〇の関係のほうでなんとかならんかと思っているところです。

それともう1つ〇〇の右側の17ページのやつですけど、左側のは〇〇でして、場所は大体わかるんですがなかなか私の範疇にないっていうか、ちょっとわからないところです。下ですね、〇〇〇というのは大体場所はわかりまして、ずっと荒れているところでなかなか作り手はないなと思っているところです。関係する改良区とかその地域の方で左側のはお願いしたいし、右側のは〇〇の関係でわかる方にやっていただきたいなと思っているところがございます。この方からは3月にもあっせん依頼が出ておりまして後で報告しますが、なかなか〇〇地内は借り手がないということでお断りしたこともございます。以上です。

議 長 右の〇〇は〇〇の多面的機能のところの、たぶん牛を飼っておられる〇〇さんがイタリアン等を作っている田んぼです。本当はここまで中山間組合に入れないといけないんですが、〇〇というのは〇地区になりますので、〇地区は中山間には入らないということで。〇〇しか入らないということでここは除外なんです。私が組合長をしている地区の下のほうの土地なんです。ですから除外地になってしまうんです。〇〇〇〇さんが作っていますので、賃貸借で。このまんまじゃいけないだろうか、こんなは。

15番 もう、辞めなつたです。

議 長 なら牛も辞めちやつたか。

15番 牛も辞めたつて聞いてます。

議 長 なら作り手がないわけだ。松本委員。

16番 ずっと牧草で来とるだら。

議 長 小さい田んぼだけ、稲の作り手がない。水は当たるけど。草刈りはしてもらえるだ。後で話しましょう、一応松本委員にしておきます。  
下のほうは集落のほうの田んぼでしょう。

19番 〇〇〇のはね。

議 長 右のページのも。これは〇〇の下をずっと入つて行つて奥のため池から水が来とるです。ため池の下だから〇〇〇の改良区ではないです。〇〇の〇〇の排水がここのため池に落ちるです。そんなんを貯めたのがこの水田の水です、谷ですわ。これは草ぼうぼうですか。

19番 いやいや、去年までは作つてあつたつて話です。

議 長 両サイドが山で下に道路がついておる、〇〇の広域農道から入つて自動販売

機のところから。

16番 あんまりええ田んぼではないな。

13番 大きな車は入らんのですか。

議長 2トンまでは入る、またそれも。じゃあ1人目は早田委員で。続きましてこれは〇〇、山脇委員よろしいですか。

山脇推進委員 はい。

議長 ここはええところだで田んぼとしては、砂地でな。宅地にはならんけど。売買か、水田では買い手がないぞ。難しいな、なかなか売れん。とりあえず担当してもらおうことにしましょう。

続いては〇〇、藤原委員と田村委員か。じゃ、お願いします。続きまして〇〇〇〇〇、原田委員よろしいですか、はい。続いて〇〇、さっきのあっせんが出とったここに世話したらええでないか。

田倉推進委員 無理です、水がありません。スイカを作りたいって〇〇さんは言っておられるので水が必要になります。

議長 いらんわいや。

田倉推進委員 そういうふうに話していただければありがたいんですけど。

議長 うちのところで作ってる人はみんな水がないよ。

田倉推進委員 〇〇さんには話をしてみます。若い人はみんな水をじゃんじゃん使うみたいですよ。私が担当してよろしいでしょうか。

事務局 7月まで一応前の方に権利がありますので、片付けてからタイミングがありますので。

議長 次ののは〇〇、吉村委員。いいですね。

8番 はい。

議長 あっせんについてはよろしいですか。

事務局 7番については。

議長 これは田倉推進委員だよ。続きまして24ページに入ります。あっせん活動の状況について、山脇委員どうぞ。

山脇推進委員 はい、数人の方に話をさせていただいたんですけど、なかなか賃貸借は難しいということで。本人さんの方にもその話をさせていただきまして、引き続き

あっせん活動をやっていききたいということでございます。

議長 引き続きあっせん活動をやっていくという報告でございます。2番は藤井委員。

6番 ○○さんのほうにまず相談に行きまして、なんでもいいから作ってもらいたいということで。野菜でなくてもいいってということだったので、○○○○が近くに牧草をたくさん作っておられまして、○○○○に話をしたらぜひ自分のところで作りたいということだったのでいい話になりました。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして早田委員、3番。

19番 これは○○地内でございまして、用排水路兼用の土水路でございます。取水排水が難しいということもあって、いつも水はけが悪くてですね湿田となっております。水路の泥上げとかも大変な状況でございます。3名の方に耕作をお願いしましたが、皆さま状況をよく把握されていていい返事がございませんでした。所有者の方には報告いたしまして、了解いただきまして継続して耕作者を探していきたいと思います。以上です。

議長 はい、引き続きお願いいたします。4番については塚根委員。

塚根推進委員 推進委員の塚根です。既に議案25ページの54番に記載されております、既に決まっております○○の○○○○さんが借りるよう設定しております。

議長 はい、ありがとうございます。5番は原田委員、どうぞ。

18番 この○○さんの水田ですけど、前回も出ていたと思いますけど小さいトラクターしか入れないとかで近所の方も借り手がなくて。土地改良区の理事長さんに相談しましたところ中山間地直接支払の担当区域ですんで維持管理、草刈り等は組合のほうでやるということで返事をいただきました。なかなか田んぼも小さくて変形で、作り手は見つからんという結果になりましたことを報告します。

議長 中山間組合で維持管理をしていくということで、わかりました。続いて(4)を主幹よりお願いします。

事務局 (4)農地利用最適化業務活動日誌についてです。農地利用最適化交付金の関係で昨年は活動日誌の提出を徹底していただきまして、ありがとうございます。今年度も引き続き交付金の事業がありますので、よろしく申し上げます。昨年度の活動実績に応じた報酬については、5月に支払いする予定としておりますのでよろしく申し上げます。

続きまして、今日この資料を置いております。それに基づいて簡潔に説明をしたいと思います。タイトルが令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表についてでございます。1ページ目農業委員会の状況につきまして令和6年4月1日の状況を記載しております。最初に農業委員会の現在の体制ということで、昨年7月に改選になりましたので

定数及び実数をそれぞれ記載しております。真ん中あたりに認定農業者は昨年158人だったですけど、現在は163人となっております。

続きまして2ページからは最適化活動の実施状況について記載しております。農地の集積については2ページ、遊休農地の発生防止、解消については2ページから3ページに記載しており、新規参入の促進については3ページから4ページに記載しております。

続きまして、4ページからは最適化活動の活動目標と実績を記載しております。毎月日誌を月8日記載していただいておりますが、4ページの中程に1人当りの活動日数を月8日と目標設定して、皆さまにお願いしているところとなっております。

5ページは新規参入の相談会への参加として、追加として10月から1月に農業に関する相談会を午前と午後実施していることの目標と実績を記載しています。

6ページは事務の実施状況を記載しています。総会とか部会の開催実績等を記載しております。

続きまして7ページからは令和6年度の最適化活動の目標の設定等について記載しております。最適化活動につきましては、令和4年度から先程触れた内容について新たに実施しましたが、令和6年度も引き続き継続していく目標となっております。詳細については記載のとおりでございます。

最後に、現時点ではまだ県とすり合わせ確認作業中でございますので若干数値などの修正等はあるかもしれませんが、ご了承いただければと思っております。最終は6月のホームページに掲載する予定としております。以上でございます。

議長

はい、ただ今活動日誌のことについてございましたが、再三言っておりますとおりの国の予算がかなり組んであったんですけどもなかなか使い切らんということで、令和6年度の予算については若干減るようです。ですから、普段からあまり深く考えずに、普段から時間があるときにパトロールしていただければ。違反転用がないかなとかイノシシの柵がどうかとか、もちろんここに書いてある会合への出席とかでもいいですし。

事務局

この最適化交付金というのは、月8回の活動やあっせん活動してもらったものを記載してもらって1日5,000円ということです。令和4年度と令和5年度があったんですけど、5年度の場合倉吉に配分の上乗せが50万円強ぐらい来ました。歳出する予算がなかったのが3月補正でこの交付金の約50万円アップしました。詳細の個々の計算は今まだ作業中なんですけれども、昨年よりは増えている実情なので、ちょっと今回は話をさせていただきました。

議長

どんどんこの交付金を使ってくださいよということで、各都道府県に来る交付金が減っちゃうということ。だからもっとパトロールしてどんどん書いて出してくださいということで。

今度23日は大山町に農業会議の課長が行くんですけども、この活動がわからない農業委員会が結構県下にあるようです。活動内容はなんだいな、どういってお金を使うだいなとか。会長自体がわかってないから委員の皆さんに説明もできんし、事務局もわからん。

事務局 倉吉も確かにわからなくて、県とだいぶ協議して倉吉市の要綱を決めて1日5,000円で、日数は任意ではあるけど8回の回数に応じて交付金を出すような仕組みを作っている実情です。

議長 あっせん活動なんかも全部書いて出してくださいよ、電話連絡したりも。でないと交付金を使い切らん。倉吉の事務局はいい具合に説明しているから皆さんもそれぞれ活動記録をいい具合に書いているということで、今年の5月には皆さんの口座にそれぞれ振り込まれますので、以上です。  
続いてその他の項。

事務局 それでは引き続きその他になります。まず最初に緑の募金についてでございます。羽根を机の上にお配りさせていただきました。帰りでよろしいので、募金箱を後ろに置いておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして農業委員会会議の時間の変更についてということで、1月にこの日程表で5月農業委員会会議を午後1時30分からとしておりますが、来月は総会も考えながら午後3時に変更したいと思ひています。会議は午後3時、会議終了後に定期総会及び懇親会という日程で進めていきます。定期総会の開催文書は、本日の総務委員会がありますので委員会を終わって発送したいと思ひております。懇親会の出欠席の確認を行う予定としておりますのでよろしくお願ひします。懇親会場は打吹回廊です。よろしくお願ひします。

続きまして会長のあいさつにもありましたけれども、来月5月から10月までがクールビズの期間に入ります。軽装でお願ひします。私のほうからは以上です。

議長 今説明がございましたとおり、5月の定期総会ですけれども事務局で懇親会場を申し込んだら詰まっております、やむなく新年会をした打吹回廊が空いてましたので急遽変更させていただきました。

企画委員会で話をしております11月の県外研修は今のところ和歌山県の農業試験場を予定しております。帰りの日程や宿泊はまだ定まっております。もし希望があれば事務局にでもご一報いただければと思ひます。

続きまして農業委員会だよりプレゼントクイズの抽選を行います。

(以下 プレゼントクイズ抽選会)

議長 その他、皆さんの方で何かございせんか。

事務局 はい、本日1枚相続登記に関する紙をお配りしております。この4月から相続登記が義務化されました。期間は3年以内にして下さいよというんですが、悪いことを言いますと将来的には過料10万円以下というのを国のほうは考えているようですけれども。人によりましては長いことひいお祖父さんの名前で放っておいたことについて、法務局が最近調べましてですね通知をします。で、その相続登記を促しているということもございします。もしそうした土地がある方についてはもしかしたら法務局のほうから通知がいくこともありまますので、そうした案件がございましたら早めに対処していただくのがよろしいかなと思ひております。ちょうど書士さんいらっしゃいますので、鐵本委員何かありましたらどうぞ。

すみません、長々にとってことではないんですけど。相続登記がなぜ義務化されたのかといえば、ドイツでは台帳に登録した申請者が所有者となるのですが日本では台帳に載っているからといって申請者が所有者とは限らないんですね。だから登記していない、相続していないからそのまま投げているというのがあります。そういったことでここにあるように事業などの障害になっていくし、探すのに大変だったということで、そういうことを解消しようということで今年の4月からこれがスタートしたということです。3年以内にやってくださいよと、今年の4月1日から3年以内ですね。で、そんなの前の分も今から3年以内に登記してくださいということです。

すぐにあれこれ探しても、誰がどこにいるかわからんしっていったときにはもしそういう通知が来たときには自分だけ戸籍とか持って登記をできますよとその代わり謄本にその人の名前が載るんですけど、全部の人の手続きが終わらない限りその土地を処分することはできません。相続人が複数ある場合、私に通知が来て過料だなんて言うけ、自分が相続人だし届出しとこうやっていうのは受けてくれるけど他の人が一緒にせん限りその土地は売却とかはできませんのでそういうふうになりますからしてくださいということです。

それから建物とかを相続したけど登記してない場合、表題といって人間には生年月日、身長、体重があるように、何年何月何日に新築、増築、木造何階建て、鉄骨何階建て、床面積がいくらかいようなことをするのが表題というんですけれど、それをしてくださいねということです。親が残したけど、相続はしてないけどということなら最低その表題登記というのをしておけばかなりのところまでいくのではないのでしょうかということです。

それからもし農家とかから相談があったとき、国が引き取ってくれる、相続放棄の手続きすればって、戸籍集めて裁判所に持って行って相続放棄しますって言っても国は受けとりません。鳥取県でやっと1件国庫に返そうかというのがこれからなるということで。7年だか何年かの管理料をくれということで、1筆20万円だそうです、10筆だったら大変ですよ200万円ですから。安易に国が持って行ってくれるとか、公共が引き取ってくれるとかありえませんが、よっぽど活用できる土地でないといけません。その上に物が建ってたら更地にしてからそういうものを出してくださいということです。その辺のことを細かくは何10ページにもなるマニュアルみたいなのがあって、それを説明するには勉強会でもしないとわからないので。

大雑把に言えばそういうような制度が始まって、局長が今言われたようにいっぺんには過料だなんだってことにはならんけど、促すために導入したということです。またこういうの関係については、会長が司法書士に来てもらってもうちょっと詳しいことを聞こうやと、勉強会をとということがありましたのでその機会に譲ってと思います。長々とすみません、ありがとうございます。

議 長

はい、どうも。

事務局

ちょうど今日の日本海新聞にですね、相続放棄が最多26万件ということも出ておりましたので。今後こうした相続や相続放棄だとかあるいは国庫帰属制度だとか、いろいろな制度が絡んでくるのではないかなと思っております。それぞれまた、知識なり得ていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

議 長            その他、皆さんの方で何かございませんか。

(なしの声)

議 長            ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後3時00分 閉 会 —